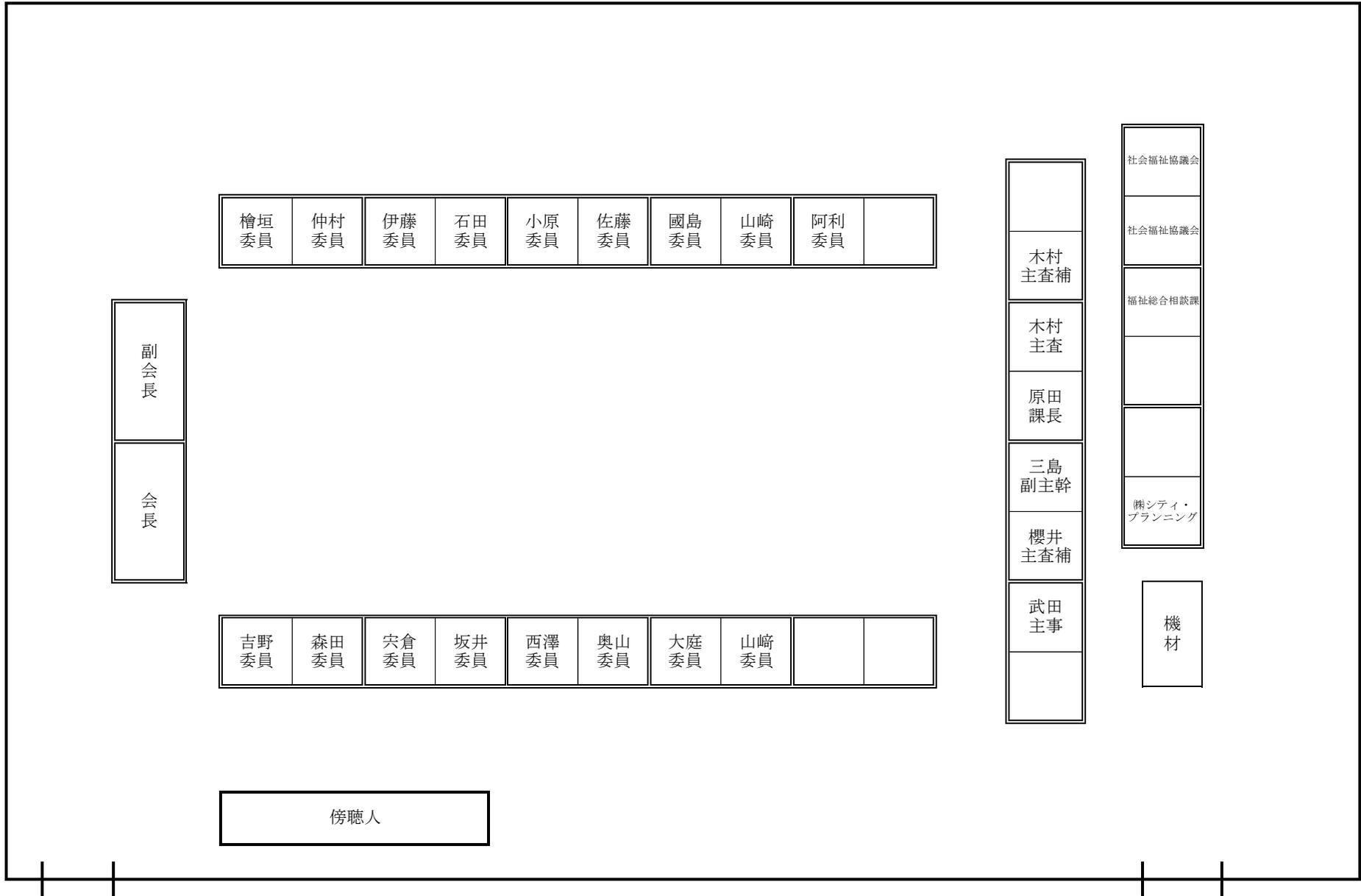


令和6年度第1回 八千代市障害者自立支援協議会

日時：令和6年6月28日(金)

10時00分から

場所：八千代市役所 別館2階 第1・2会議室



令和6年度第1回 八千代市障害者自立支援協議会次第

日 時 令和6年6月28日（金）10時00分から
場 所 八千代市役所別館2階 第1・2会議室

1 開会

2 議題

- (1)八千代市第6次障害者計画の策定について
- (2)八千代市権利擁護連携支援センターの設置について
- (3)日中サービス支援型共同生活援助事業所に対する評価の実施
について
- (4)各分科会の今年度の活動について
- (5)八千代市障害者差別解消支援地域協議会の運営について
- (6)その他

3 事務連絡

4 閉会

八千代市障害者自立支援協議会 委員名簿

No.	委員名	所 属	分 野
1	小野 美果	八千代市身体障害者福祉会	障害者等及びその家族
2	木崎 早苗	八千代地域生活支援センター	指定相談支援事業者を代表する者
3	伊藤 則之	なごみの家	指定相談支援事業者を代表する者
4	吉野 眞里子	特定非営利活動法人 にじと風福祉会	指定相談支援事業者を代表する者
5	佐藤 翼	社会福祉法人 実のりの会 ビック・ハート	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
6	小原 正律	ふる里学舎八千代	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
7	奥山 琢	社会福祉法人 八千代翼友福祉会 きざし	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
8	西澤 昇太郎	障害者支援施設 作山更生園	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
9	國島 弘	障害者就業・生活支援センターあかね園	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
10	福田 成美	八千代市児童発達支援センター	指定障害児通所支援事業者を代表する者
11	森田 美恵子	まめの木	指定障害児通所支援事業者を代表する者
12	宍倉 富子	グリーンヒルキッズゆりのき台	指定障害児通所支援事業者を代表する者
13	山崎 いずみ	八千代市母子保健課	保健機関を代表する者
14	門倉 真人	八千代病院	医療機関を代表する者
15	坂井 里衣	八千代市教育委員会指導課	教育機関を代表する者
16	阿利 泰子	千葉県立八千代特別支援学校	教育機関を代表する者
17	山崎 馨子	船橋公共職業安定所 専門援助部門	障害者を雇用する法人を代表する者
18	小竹 祐二	身体障害者福祉会 きらめき支援センター	障害者団体を代表する者
19	石田 和美	八千代精神障害者家族会かたくり会	障害者団体を代表する者
20	大庭 久美	八千代市手をつなぐ親の会	障害者団体を代表する者
21	林 眞晟	船橋人権擁護委員協議会	権利擁護関係団体を代表する者
22	仲村 亜矢子	八千代市社会福祉協議会	権利擁護関係団体を代表する者
23	檜垣 昌也	聖徳大学短期大学部保育科	障害福祉に関する学識経験を有する者

○八千代市障害者自立支援協議会設置要綱

制定	平成19年3月30日告示第	44号
改正	平成24年3月30日告示第	91号
	平成25年3月1日告示第	28号
	令和3年4月19日告示第	173号
	令和4年1月5日告示第	1号

(設置)

第1条 障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）への支援の体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定により、八千代市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平24告示91・平25告示28・一部改正）

(所掌)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 処遇困難事例への対応のあり方の協議及び調整に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開拓及び改善に関すること。
- (4) 障害福祉計画に関すること。
- (5) その他障害者等への支援の体制の整備に関すること。

（平24告示91・一部改正）

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者等及びその家族
- (2) 指定相談支援事業者を代表する者
- (3) 指定障害福祉サービス事業者を代表する者
- (4) 指定障害児通所支援事業者を代表する者
- (5) 保健機関を代表する者
- (6) 医療機関を代表する者
- (7) 教育機関を代表する者
- (8) 障害者を雇用する法人を代表する者

- (9) 障害者団体を代表する者
- (10) 権利擁護関係団体を代表する者
- (11) 障害福祉に関する学識経験を有する者

(平 2 4 告示 9 1 ・ 平 2 5 告示 2 8 ・ 一部改正)

(任期等)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、分科会を置くことができる。

2 分科会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

(会議)

第 7 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面を委員に送付して、可否を問い、その結果をもって、前項に規定する会議の議決に代えることができる。

- (1) 天災その他避けることができない事故により委員が通常交通手段によって会議に出席することが著しく困難となった場合
- (2) 感染症その他の疾病の予防又はまん延の防止のため、委員が会議に出席することが適当ではない場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか会議に代えて書面による協議を行うことにつ

いて相当な理由がある場合

(令和4告示1・一部改正)

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(平25告示28・一部改正)

(資料の提出等の要求)

第9条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、障害者自立支援担当課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年5月1日から施行する。

(令3告示173・一部改正)

(令和3年5月8日に委嘱される委員の任期の特例)

2 令和3年5月8日に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同年12月19日までとする。

(令3告示173・追加)

附 則 (平成24年告示第91号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第28号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年告示第173号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年告示第1号)

この告示は、公示の日から施行する。

関係機関の皆さまへ

八千代市権利擁護 連携支援センター

(八千代市委託事業)

が開設しました!!

成年後見制度等に関わる 介護・障害の専門職の相談窓口

判断能力が不十分な方が成年後見制度等の適切な利用ができるよう
本人に関わる関係機関の皆さまをサポートします

こんな時にご相談ください

判断能力が不十分な方を発見した

成年後見制度や利用に必要な手続きについて教えてほしい

成年後見制度の利用が適切であるかどうか一緒に考えてほしい

成年後見制度の利用につなげたい

成年後見人の申立て手続きについて教えてほしい

成年後見利用開始後の支援方針の立て方を相談したい... など

関係機関向け研修開催します!!

ご要望に応じて講演会・研修を実施いたします
パンフレットなどの資料も随時配布しています

お気軽にご相談ください



社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会
八千代市権利擁護連携支援センター

TEL : 047-483-3021

令和 6 年 6 月 28 日

障害者差別解消支援地域協議会の運営について

令和 6 年 4 月 8 日付けで調査した障害者差別解消支援地域協議会（以下「差別協」という）の運営について、集計したアンケート及び 6 月 13 日の代表者会議を踏まえて、下記の運営方法を提案します。

※アンケート集計結果：10/23 件

運営方法（ハード面）

代表者会議メンバーで会議を行う。

- ・代表者会議メンバーで差別協の会議を行い、話し合いの結果を各分科会の活動に活かす。

例：代表者会議の日に併せて差別協の話し合いをする。

- ・差別協の会議が行われる日は事前に全委員に周知して、その他委員は自由参加とする。
- ・後日、各分科会の活動結果を年度最後の差別協でフィードバックする。

※運営していく中で、運営方法に修正が必要な場合は、柔軟に変更したいと思います。

運営方法(ソフト面)

アンケート結果に基づいて、協議会の運営方針を以下のように設計します。

令和6年度は以下の内容を参考に各分科会にて1つ以上の取り組みをお願いします。

1. 多様な視点の取り入れ:

- 意見収集: 家族, 他施設, 当事者などの多様な視点から意見を収集し, 協議会の議論に反映させる。定期的なアンケートやフォーカスグループを通じて, さまざまな意見を集める。
- 専門家の参加: 福祉専門家, 法律専門家, 教育関係者などを積極的に招いて, 具体的な事象に対する解決方法を検討する。

2. 具体的事象に基づく解決方法の探求:

- 事例分析: 現に起こっている差別事象を具体的に分析し, その解決方法を協議する。実際のケーススタディを用いて議論を進める。
- 合理的配慮の理解促進: 合理的配慮の具体例を提示し, 広く理解を促進する。研修やワークショップを通じて啓発活動を展開する。

3. 啓発活動の強化:

- 多様な形式での啓発: 講演会, ポスター, チラシ, グループワークなど, 多様な形式で啓発活動を行う。特に, 障害当事者の体験談を聞く機会を設けることで, 具体的な理解を深める。
- ターゲット層の明確化: 一般市民, 福祉関係者, 公共機関の職員など, 啓発活動の対象を明確にし, それぞれに適したアプローチを取る。

4. 相談システムの充実:

- アクセスしやすい相談窓口: 市役所や福祉関連施設に相談窓口を設置し, オープンな意見箱 (WEB 含む) を設ける。
SNS を利用した相談システムも導入し, 緊急時の対応を強化する。
- 定期的なフィードバック: 相談事例に対するフィードバックを定期的に行い, 協議会での議論内容を公開する。透明性を持たせることで, 信頼性を向上させる。

5. ネットワーク構築と情報共有:

- 関係機関との連携強化: 病院, 交通機関, 教育機関など, 公共性の高い部分と密接に連携し, ネットワークを構築する。定期的な情報交換会や合同研修を実施する。
- バリアフリーマップの作成: 地域のバリアフリーマップを作成し, 改善点を提言する。市民や関係機関と協力して, 継続的にマップの更新と点検を行う。

6. 社会全体の意識向上:

- キャッチコピーの使用: 「人権モデル」や「合理的配慮」などの概念を分かりやすく伝えるキャッチコピーを作成し, 広く使用する。
- 市民参加型イベント: 市民が当事者意識を持つことができるイベントを企画し, 実施する。体験型ワークショップや講演会を通じて, 障害に対する理解を深める。

このように, 協議会の運営方針を多角的に設計し, 地域全体の理解と協力を得ながら, 障害者差別の解消に向けて具体的な取り組みを進めていきます。